

一般競争入札公告

沖縄県立総合教育センターが発注する「低濃度 PCB 含有変圧器の更新・適正処分及び経年劣化変圧器の更新」について、一般競争入札(以下、「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 17 日

沖縄県立総合教育センター 所長 金城 正樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 低濃度 PCB 含有変圧器の更新・適正処分及び経年劣化変圧器の更新
- (2) 契約内容 仕様書等による
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 18 日(水)
- (4) 履行場所 沖縄県立総合教育センター 受電設備
沖縄県沖縄市与儀 3 丁目 11 番 1 号

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加出来る者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内において、本社(店)または支社(支店・営業所等)を有すること。
- (2) 沖縄県土木建築部における令和 7・8 年度建設工事入札参加資格者名簿に電気事業として登録されていること。
- (3) 本件と同種・同規模の履行実績を有すること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できること。

ア 1 級若しくは 2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ 競争入札に参加しようとする者との間で、3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 一般競争参加資格登録申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止または指名除外の措置を受けた者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。

4 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格参加確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格登録申請書(第1号様式)

イ 法人登記簿謄本の写し(最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの)

ウ 沖縄県土木建築部より通知される「入札参加適格合格通知書」の写し

エ 同種・同規模の履行実績(第2号様式)及び実績を証する契約書の写し

オ 配置予定主任技術者資格証の写し

カ 配置予定主任技術者に係る健康保険被保険証等の写し、又は雇用保険被保険者

資格取得等確認通知書の写し

(2) 提出先

沖縄県立総合教育センター 総務班

〒904-2174 沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号

電話番号 098-933-7555 FAX 番号 098-933-3233

(3) 提出期限

この公告の日から令和7年6月25日(水)までとし、持参の場合はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出方法

持参若しくは郵送(書留若しくは特定記録郵便による)で提出すること。FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。なお提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

電話及び書面により令和7年7月2日(水)までに通知する。

(6) 資格の有効期限

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出(任意様式)を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地及び電話番号

ウ 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

エ 使用印鑑

オ 法人にあっては資本金

(8) 資格の取消等

ア 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格

を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

5 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間

令和7年6月17日（火）から同月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

沖縄県教育委員会ホームページ及び4（2）の場所

6 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和7年7月4日（金） 午後2時～

(2) 場所 沖縄県立総合教育センター 3階第一研修室

7 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額（消費税込み）の100分の5以上の入札保証金を一括して納付することまたはこれに代わる担保を納付または提供すること。

9 入札保証金関係書類の提出

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

入札保証金納付発行依頼書（第7号様式）及び債権・債務者登録申出書（第8号

様式)を下記により提出し、その後に沖縄県立総合教育センターが発行する現金払込書により金融機関で納付し、「沖縄県現金払込書兼領収書(写)」を沖縄県立総合教育センターへ提出すること。

- ① 入札保証金納付書発行依頼書(第7号様式)及び債権・債務者登録申出書(第8号様式)

提出期限 令和7年6月25日(水)午後5時必着

提出先 「4 入札参加資格の申請方法等の(2)提出先」のとおり

提出方法 持参又はFAX

※FAXの場合は必ず電話により到達確認を行うこと。

- ② 沖縄県現金払込書兼領収書(写)

提出期限 令和7年7月2日(水)午後5時必着

提出先 「4 入札参加資格の申請方法等の(2)提出先」のとおり

提出方法 持参又はFAX

※FAXの場合は必ず電話により到達確認を行うこと。

(2) 入札保証保険証券を提出する場合

保険期間又は保証期間は入札日から2ヶ月とする。

提出期限 令和7年7月2日(水)午後5時必着

提出先 「4 入札参加資格の申請方法等の(2)提出先」のとおり

提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。

※持参する場合は事前に提出先へ連絡をすること。

10 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立総合教育センター所長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

11 入札保証金の還付

入札保証金は落札決定後に手続きを経て還付する。ただし落札者の入札保証金については、落札者が契約を締結しないときは、その落札は無効とし入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

12 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上に相当する金額を一括して納付することとする。

13 契約保証金の免除

契約保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立総合教育センター所長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

14 入札書に記載する金額

入札金額については、仕様書にある機器を納品・設置するのに要する一切の費用を含めた金額とする。落札決定にあたっては、入札書(第5号様式)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う場合で委任状(第 4 号様式)の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届(第 6 号様式)を 4(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。

16 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない((4)又は(5)に該当する場合を除く。)。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

17 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格を持って申込をした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回(1回目の入札含む。)までとする。
- (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

18 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

19 その他

- (1) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (2) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (3) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 一般競争入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- (4) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法(昭和23年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

20 本案に関する質問・回答

質問については、質問書(第3号様式)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質問事項がなければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

公告日から令和7年6月25日(水)

時間は午前9時から午後5時までとする。(土日は除く)

(2) 提出場所

〒904-2174 沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号

沖縄県立総合教育センター 総務班

電話番号 098-933-7555 FAX 番号 098-933-3233

(3) 提出方法

持参または郵送、FAX による。提出期限を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

質問者に対して、文書等により回答する。